

渡名喜村略史

名嘉 正八郎*

はじめに

昭和49年（1974）2月4日、真冬、初めて渡名喜島へ渡った。渡名喜島はハブの多いところで、御嶽などフィールドの調査をおこなうには真冬でなければならぬといわれ、2月の初旬を選んだのであった。

仲松弥秀先生がいわれるよう、他の島には見られない魅力のある深山がある。地質の専門家は岩石の種類が沖縄諸島でもっとも多い、という。

赤瓦の家は門前の道より1メートルないし1.5メートル低く建てられていて、顔をあげなくても、赤瓦の屋根を見る事ができる。また幅5メートル前後、長さ20ないし30メートルの短柵型の地割制遺構がよく残っていて、経済史の専門家を、ひきつけずにはおかしい。

深山があるから、魚が多く、比嘉松吉先生は「渡名喜の人は魚をよく食べるためか体が大きく、戦前徴兵検査で甲種合格者が多く、重砲隊に配属された」人が多くいたといわれる。近い将来、スピードのあるカーフェリーが運航すれば、この魚のよくとれる渡名喜島を訪れる人が多くなるであろう。

戦渦に巻き込まれなかつた渡名喜島は、村役所の書類もよく保存され、家々にあった文化財の保存状態は、かならずしも良いとはいえないが、古文書も数点残っていた（のち村予算で修理をおこなつた）。

比嘉正時村長は、「土地の交換分合がたまたまおこなわれ、地割の原形は変りつつあり、村もまた村道や農道を拡張する計画がある」といわれた。私は地割制の遺構は今のうちに記録に残すべきである旨村長へすすめたところ、比嘉村長は快諾され、昭和53年度から3ヵ年計画で調査したのであった。その結果が渡名喜村教育

委員会編の『渡名喜島の遺I』と地割制の測量図ができあがつた。

さてここで渡名喜村の歴史を概観することにしよう。

渡名喜村の先史・原始時代

1. 沖縄の更新世人（洪積世後期）の痕跡

沖縄本島に人類が生活した痕跡は、現在のところ、約32,000年前に逆のぼる。それは、十数年前に発見された那覇市の山下町洞穴遺跡で、C14測定によると3万2000±1000年前である。

つぎに古い遺跡は、昭和55年12月27~28日に発掘調査された宮古のピンザアブである。ピンザアブから、3片の頭頂骨とインカ骨、2個のせきつい、乳歯などの他に、数多くのシカ、イノシシなど古生物の化石が発見された。ピンザアブ出土の宮古人の年代は、30,000年か20,000年前の、沖縄更新世人（洪積世後期）⁽¹⁾で、具志頭村港川人より古いと考えられている。

具志頭村港川人は1万8250年±650年前と測定された人骨である。

琉球列島は石灰岩が多い。「更新世の中期から後期にかけ、氷河の影響で海面が上下を繰り返した時期に堆積した、いわゆる琉球石灰岩が、⁽²⁾列島の基盤である島尻層をおおっている」。したがつて石灰岩洞穴も1,000個所はあるという。

「石灰岩洞穴が多いということは、化石が残されている可能性が高い」とされる。

そして十数年前に大山盛保氏に発見された具志頭村港川遺跡は、数体の人骨が出土し、そのうち一体の化石は完形に近いといわれる。同遺跡は、しか、いのしし、その他大量の小動物の

(*なかしうはちろう 副館長)

化石が出土した。

これら沖縄から出土した洪積世後期の人骨ならびにその他の動物は、日本史における先史時代の研究に、大きな役割を果すことは間違いないことであろう。

2. 渡名喜島の土器文化

(1) 沖縄最古の土器

沖縄で人間が使用した、もっとも古い土器は、与那城村ヤブチ島で出土したヤブチ式土器で、⁽⁴⁾ 7,000年よりも古いと考えられるようである。

読谷村渡久地東原遺跡は、その最下層から出土した爪形文（薄手）土器、薄手の爪形文土器の真上から出土した厚手の爪形文土器、その上層から出土した曾畠式土器と同じく曾畠式石器の、大きく分けて、時間的に3つに区分できると考えられる。曾畠式土器は約5,000年前の土器であり、熊本県の曾畠から出土したので、その名がある。⁽⁵⁾

現在県の文化課が緊急発掘をおこなっている嘉手納町の野国貝塚から、主としてヤブチ式土器が出土しており、なお発掘中である。野国貝塚の発掘結果報告書は、ヤブチ式土器の全ぼうを、より明かにすることであろう。

このつぎに登場する土器が奄美系の土器である。この奄美系の土器は渡名喜島でも出土し、現在のところ渡名喜島の先史時代はこの土器から始まることになる。

(2) 渡名喜島の奄美系土器

渡名喜島は、村落を狭んで北側に46メートル余の西北森の山と南側から東南側にかけ2,136メートル余の中山、179メートルの大岳、165メートル余大本田と山が続き、大本田山から東北東へ名のない山146メートル、178メートルと続き、その東南側は絶壁をつくり、海岸にいたる。

(6)

したがって北側の西森と南側の山の間にできた平野に村落が形成されている。

最初渡名喜島へ渡來した原渡名喜人は、伊平屋諸島、辺土を経て、伊江島、本部、恩納を南下して、奄美系の文化を持ってきた。

原渡名喜人は、沖縄本島の西側を南下して渡名喜島に到着し、定住したのであろう。その最初の到着地点すなわち同島平野地の東に落ちついたということになる。

原渡名喜人が持ちきたった土器文化は奄美系⁽⁷⁾の面縄前庭式の土器であった。この面縄前庭式土器は、伊波式土器より古く、3600余年前の土器文化である。

北から南下した原渡名喜人は、ふるさとである奄美大島地方とは文化の交流がおこなわれたことであろう。

奄美系の嘉徳I式土器文化は、原渡名喜人が定着したあと、伝播した土器文化と考えられる。あるいは奄美系の新しい文化を持った人、すなわち嘉徳I式土器を携帯した人が渡名喜島東貝塚に定住していた先人と合流したこと也可能であろう。⁽⁸⁾

このあと、伊波式土器がもたらされ、さらに奄美系の面縄東同式土器文化が交流によってもたらされた。

東貝塚は、荻堂式土器、大山式土器、凸帶文土器、宇座浜式土器、室川式土器と多種類の土器が出土した。

東貝塚に定住した先人は、3千数百年前から2千年前まで、同じ場所で生活したことになる。

このあと1,700～1,500年前になると、先人は東海岸添南側のアーカル原や一山を越えた東北向の平地にも移り住むようになった。人口が増加しのであろうか。

「アーカル原遺跡の発掘では砂地に掘られた柱穴を数拾本検出している。これらの柱穴から類推する限り、当時の柱居は丸木柱の掘立小屋⁽¹⁰⁾であったと思われる」とこの遺跡を発掘した間嗣一氏は記録した。

(3) 原始社会から古代社会への傾斜 —東向きの葬法—

7、8世紀頃になると、渡名喜島東海岸寄りの住居地帯は人口が増加して、西側の広い平野や移り住む人々がいた。西底原遺跡群がそれである。

西底原遺跡群のうちには、生活資料の残滓を棄てたところや、共同墓地もあった。

「この貝塚から 150m 程西にいったところには当時の人のびとの共同墓地が営まれていることがわかった。この墓地の調査では僅か $2 \times 13m$ のトレンチ内から 8 個体分の人骨が掘り出されている。これらの人骨の葬法は、頭の向きがほとんど東に統一され、下肢は足先を揃えて膝を立てる、その膝を西側に倒した形のものであった。⁽¹¹⁾」。

現在のわれわれの知識では、死者は西方へ頭を向ける、つまり頭を西向きに埋葬するものと考えがちであるが、8世紀前後、渡名喜島の先人は太陽の出る方向へ頭を向けて埋葬する方法をとった。それにはそれなりの当時の人々の思想が表言されていると考えられる。それは仏教伝来以前の渡名喜島の先人の葬法であった。

渡名喜島の古代・中世社会

—里の時代—

日本史では、古代と中世の時代区分がはっきりしていて、沖縄の歴史の中でグスクが登場して島津が侵略するまでの時代を中世と呼んでいる。

沖縄の歴史は古代と中世が、いまのところはっきりしない。それどころか島津の侵略した1609年まで古代的体制であったとする説が主流を占めており、沖縄の歴史には中世がなかったと考えられている。

沖縄本島では浦添がもっとも進んだ地域であり、生産力が高かったと考えられる。

牧港、泊の港が貿易港として栄え、広い泊港がしだいに中心な役割を果すようになる。

生産力の高い浦添が先進地域であるが、中南部一帯は丘に村落を形成し、グスクを生成するようになった。丘の上に村落を形成するようになった時代はいつ頃かという問題について、現在12世紀頃とする考え方方が一般的である。

当真嗣一氏は、「渡名喜島においては少し遅れ13世紀前後になってはじめてグスクらしいものが出現する。里遺跡はまさにその頃の遺跡である」とする。⁽¹²⁾

「田名文書」の中に「さとぬしころ」という表言がある。伊平屋には上里というところがあり、やはり表面採集でも青磁類が得られる。つまり伊平屋では丘の上の里を上里と呼んでいた時代があったのであろう。

渡名喜島の平野に住んでいた有力者は、沖縄の本島の影響をうけて、適当な丘の上へ住居を移した。有力者を中心に新しく村落を形成したところは出土遺物から推測して、それが里であった。

里は13世紀頃から17世紀頃まで村落が存在したようである。この時代をかりに里の時代と区分しておこう。

渡名喜島の里の時代の具体的な文献はまったくない。

『おもろさうし』にわずかに航海のことがでているにすぎない。渡名喜島関係のおもろ二種をつぎにあげておこう。

- 1 きこへ、さすかさか、
せち、やらは、たに又に
又 とよむ、さすかさか
又 くめ、けすに、き、やせ
又 かき、となき、みれつな⁽¹³⁾

- 1 よきなゆか、もちよろ、
かみにしやか、もちよろ、
けお、みちへ、
も、と、みふさ、よわれ
又 きこゑ、あちおそいや、
とよむ、あんじおそいや
又 となき、はし、しょわちへ、

けらま、よと、しょわちへ、
又 とかしきに、おわちへ、
ふうまわり、おわちへ⁽¹⁵⁾
税制については「慶長御検地以前御当国地方
御支配之事」の中に「慶長御検地以前御当地御
支配之次第、田は稻之かやを付、畠ハ粟之ぬき
を付、上納何分と被召定、支配方有之、右上納
を三かないと為号由侯」とある。

したがって渡名喜島においても、上納は、稻
の場合かやをつけたまま、粟はぬきをつけたま
ま、束にして上納したのであろう。

古代・中世はこれくらいにして近世へ移ろう。

近世の渡名喜村

1. 石高の変遷

慶長14年（1609）4月、琉球国は島津に侵略
され、実質的に薩摩藩の支配下におかれました。薩
摩藩は同15年検地をおこなった。すなわち慶長
検地であった。竿入奉行14人他 168人が沖縄本
島ならびにその周辺の離島、両先島、道之島を
一斉に検地して、同16年検地目録ができあがつ
た。このときの間竿は6尺5寸竿であった。

また村位を上、中、下、下々の四段に分けた。
渡名喜島は久米島以外の他の周辺離島と同じよ
うに村位は「下」村であった。また村では田は
上、中、下、下々畠も上、中、下、下々に分け
た。

慶長検地における渡名喜島の石高は41石4斗
4升4合5勺であった。

寛永12年（1635）には、御朱印高の不足によ
って、盛増と上木高の取立を追加した。

戸無嶋

1. 高四拾壱石四斗四升四合五勺 前竿
1. 高六斗五升八合壱勺 上木方⁽¹⁷⁾
1. 高三石五升弐合三勺九才 盛増
合高四拾五石壱斗五升四合九勺

享保12年（1727）に盛増があった。このとき
の盛増では渡名喜島は壱石六斗六升弐合八勺三

才であった。したがって渡名喜島の石高の合計⁽¹⁸⁾
は高四拾六石八斗壱升七合七勺三才であった。

この石高のうち納米、納雜石はつぎのとおり
であった。

渡名喜島

右同

一、納米四斗九合五勺八才 口米とも

右同

一、納雜石五石六斗六升七合八勺三才 口米と
も。⁽¹⁹⁾

渡名喜島本地に対する六出米は、三石四斗九
升七合弐勺六才であった。

同島の仕明地は、つぎのような納米であった。

納米壱斗三升弐合七才

六出米六升六合八勺

メ壱斗九升八合八勺七才⁽²⁰⁾
仕明地は少しづつ増加したと思われる。

1731年に編纂された『琉球国旧記』には、渡
名喜島の村役人が記されている。それによると、
役人は南風原大屋子（地頭代、夫地頭）首里大
屋子、大捷、渡名喜捷、大文子二人、脇文子二
人⁽²¹⁾（渡名喜捷以下五員青冠也）であった。

2. 地割の起源

地割制の起源については、戦前東恩納寛惇、
田村浩、両先学の説がある。

まず田村浩の説を紹介しよう。

1734年評定所から各間切へ布達した文書に「
田畠ノ儀時時割直為指究主付無之模合持ノ筋ニ
仕置候ニ付テ地方ノ格護致大方、地位漸々薄相
成不宜候依之地割申付永々授置候條堅得其意此
心得專大切ニ存格護可有之事」とある。

この文書は蔡温の農務帳に収録されていて、
田村説「始メテ地割ナル語ヲ使用シタ」ものと
される。氏はさらに蔡温は羽地朝秀の共有百姓
地に対して「地與合ヲ設ケ共同貢租、共同耕作
ノ下ニ割替制度ヲ行」ったとする。そして1737
年文書「御当国………當時開置候現地面之表竿
入百姓地並地頭地オエカ地、請地・仕明地・平
等ニ配当可仕事」によって、さらに氏は、「一、

地方之儀此程百姓中割付ニ而致所持候……右限之通割符仕其首尾可申出事」の文書によって、割符所持は地割配当のこと、「此程」とあるのは「定期地割は蔡温ニ創始セラレタリト論証スペキ」ものとされた。

そして蔡温は一度定期地割制を実施したが、「模合持」（共有の状態に土地を存置すること）は、土地を愛護する思想が低下して、地力が減退するため、1734年に定期地割を廃して、最終の地割を実施し、個人私有を確立した。それは生産力の増進をはかる布達である。しかし蔡温の布達は、「死文ニ終リ明治36年土地整理ニ至ル迄定期地割ハ持続」したと田村浩は説明される。

東恩納寛惇説は、「地割制は羽地の創案で、⁽²³⁾薩摩への貢納を頭割に均當に分担させる趣旨から案出された」とされる。また農務帳の一節についての解釈も、氏は「……今次の地割を最後として、永世之を私有させると云う意味」とされた。⁽²⁴⁾

前二者の農務帳一節に関する解釈に対して、仲松弥秀元琉大教授は、つぎのように異論を唱えられた。

仲松説は各模合（組ともいう）とも年々あるいは三年ごとに土地の切り替えが行われるようになり、土地に対する農民の愛護心が失われ……これを是正する策として模合持制を廃し、比較的長期にわたって農民に耕作権を与える方針を採用した。……永々（永久でなく、永らく）⁽²⁵⁾すなわち数年、十数年の長い期間、一定農民に授け置くようにしたとされる。

渡口真清説は、田地奉行規模帳中の「地方御支配之儀、乾隆二丁巳年より同十五年庚午迄致成就候處……乾隆二十四己卯年（1759）山野共都而右方切之通被召授、右に付新方切印部土手等入念致格護、以後右新帳通被召行候……」の史料をもとに、元文検地は乾隆15年までに終り、地方入組のところは乾隆24年より各向々の方切へ属せしめたとされる。

そして元文2年（1737）の大御支配までは、

あるいは乾隆24年（1759）までは「まだ地割は始まっていなかった」とされ、元文検地にはそれに伴って農村の屋敷の割替えがあった。それとともに、耕地の地割もあったとされる。⁽²⁷⁾

渡名喜島の地割制はこのころ実施されたであろうと思われる。

以上諸説を概観したように、地割制の起源については、定説がない。

しかし1734年から1759年までの間に地割制が定着しはじめたことだけは理解できる。

また地割制の実態については「千差万別であって、一概に論じえない」ものであり、田村浩著『琉球共産村落之研究』を一読すれば地方によつて異なることが理解である。

3. 『球陽』に見る渡名喜島

「琉球国」は1644年初めて烽火を各処に設置した。それは久米島、慶良間島、渡名喜島、粟国島、伊江島、伊平屋島などの島にも設置された。進貢船が帰船のとき、2隻であれば烽火を二炬、一隻であれば、一炬を焼く。異国船の場合には、烽火3炬を焼き、つぎつぎと伝えて首里へ早く知らせた。渡名喜島の大本田山に、このとき烽火台が設置された。

1713年「……翌年に至り、亦粟国、渡名喜二島に至り、巡りて地の宜しきを相し、遍く桑を植ゑ蚕を養ひ、以て糸綿を作るの法を教ふ……」とあり、このころから渡名喜島は真綿をつくるようになったようである。

1738年には、「往昔の時より、粟国・渡名喜は在番二員を設置す。而して異国異人、其の島に飄到するとき、応対明弁し、諸の事宜を為し、俵米伍斛を賜ふ。今年より、其の島の公務を兼修すること、國中の檢者と其の職を異にせず、⁽³¹⁾是を以て雑石二斛（共計毎員七斛）を加賜す。」と記されている。

このことは外国人の漂着、公務が増加し、それに伴つて雑石2斗の増俸が実施された。地方役人の待遇を大幅に改善したことであろう。

1776年又吉嘉真は親に孝行を尽すだけでなく、

……往年、特に糸満村に到り、鱸を釣るの法を受け肆ひて、之れを島人に教ふ。是を以て島中、鱸を捕ふる者多く、各々其の油の価錢を以て、賦税の資に塾補す。又烟台の辺は、原、用水無く、以て不便を致す。嘉真又吉、見を起し、烟台下に泉水を掘り得たり。唯に用水の便のみならず、亦田圃に利す。⁽³²⁾ ……」とあり、村人に大きな便宜をはかった。

つまり糸満へ行き、大魚をとる方法を習い、島で大魚を釣る方法伝授した。大魚の油は錢に替えることができ、賦税のおぎないになり村人から、大いに喜ばれた。

また彼が烟台の下に泉を掘ったことは、用水だけでなく、田圃に水を引くこともできた。増産に一役買ったりしたので、役人が進達し、筑登之座敷を賞賜された。

1783年上原亀は、「……其の島、災に逢ひ、飲食敷かず。又疱瘡流行するや、原錢を貧者に借して利息を加へず、以て疱瘡を治す。又農業に老ひ、草芥等の類を拾取腐爛せしめて、其の農を澆肥し、収穫多きを加ふ。島人、因りて其の風に効ひ、皆能く農事に工にして、糞を用ひて、皆農利を得たり……」などなどあって、村人のために尽した。

この記述をみると、多くの貧者へ疱瘡の治療代に錢を借す資力のあったこと、農業に有機肥料を使用して増産をはかったことがよく理解できる。

同じ年、宮平仁屋は、桃原亀とともに、伊平屋まで行って「蚕妙を求めて来り、島中に分与」したり、「又読谷山郡に往き、無鬚の小麦を購ひ来りて……島中に分与して播種せしめ、共に利益を得たり……」して村人のために尽した。

同じ頃、桃原亀は、ある傾斜の地を石を積んで土留をおこない、上に蘇鉄を植えると、りっぱな耕地になった。村人は彼にならって耕地を拡張した。仕明地の増加は、このような方法でおこなわれたのであろう。

1787年比嘉蒲戸、比嘉加那兩人が褒賞されたが、その理由はつぎのことであった。

渡名喜島は、近年稼穡登らず、更に兼ねるに痢病流用す。島中の貧困者壹百四十九人にして、療資及び日食を欠くもの有り。其の島の蒲戸比嘉、加那比嘉の兩人、利息を加ふることなく、米二石五斗、粟三石六斗を發借し、其の穀は、豊年を待ちて、以て償還すべきを各人に告知す。且蘇鉄三万二千斤、価錢を收めず、各々配給を⁽³³⁾ 致す。」などであった。

すなわち、この年は農作物の不作に加えて伝染病が流用し、村人 149人は治療する資力もなければ、日々の食にもこと欠いた。蒲戸、加那兩人は米 2 石 5 斗、粟 3 石 6 斗無利息で借しただけでなく、蘇鉄 3 万 2 千斤を無償配給したというのだから、この兩人は渡名喜島では仕明地をかなり所有していたことになる。つまり地割地以外の良い土地を相当所有していなければ、兩人の上記のような行為は不可能である。『球陽』のこの記録は、1787年頃渡名喜島としては、仕明地が多くあって、その仕明地の所有者は一部の人々にかた寄っていたことを証明していると考えることができよう。

1794年宮平牛、上原牛に関する『球陽読み下し文編』(426~7ページ)の記録は省略する。

1812年渡名喜島に下知役が設置された。その理由は、もともと同島は土地が狭く農業だけでは生計が立てられない。そのため各島と交渉し商売して活路を求めていた。それでは文子(役人)も百姓も同じ商売をして、「上下の分を知らず。故に諸役の務も、亦至らざる所有り。」という実状であったから、下知役を設置して是正しようという考えであった。

⁽³⁸⁾ 1827年下知役は廃止となり、1842年ふたたび下知役が設置された。下知役再設置の理由は、「近年に至り、仍凋残に就き、多く年貢・諸賦を滞り、風俗も漸く頽る。地頭・取納奉行・田地奉行等、仍一次、下知役を建つことを准すを詳請す。」ということであった。

つまりふたたび滞納者が多くなったり、風俗もみだれてきた。それを是正するため首里王府

の力を借りたということになろう。

1815年渡名喜島の地頭代南風原親雲上は座敷の位を受け、副賞として上布三疋を賜わった。その理由は、「……該南風原、預め薬材を貯へ、隨ひて病めば隨ひて治す。且灸法及び毒蛇の害を治すの法は、俱に已に諳熟し、島中に益す。又上届午後、麻疹流行し、闇島の百姓五十七歳以下の許多の人数、共に麻疹に染む。此の時、齧瘡欠乏し、正に手を束ねて斃を待つの間に在り。幸に該南風原、自己の大米を發出し、各人に分給す。更に極貧者に之を給す。但に此れのみならず、兎瘡に染む者に至りては、薬材を發給し、告ぐるに調治の法を以てす。又疹後癆に染みて日食敷かざる者に於ては、即ち大米を發借す。……又該島砂地方に、素神殿有りて其の圮壊を極む。該南風原、大捷役に任するの時、⁽⁴⁰⁾自ら資財を損して以て改造を為す。……」などの行為があった。

この記録は、地頭代南風原親雲上が村人の村医の役割を果し、その貯金をもとに、村内の多くの公共事業へ資金を提供したり、流行病の薬を与えたり、久米島から購入したお米を借したり、極貧者には与えたりした。つまり南風原親雲上は、今流にいえば、医薬福祉に貢献して、私財を公共に供し、極貧者を助けた、渡名喜島の村人にとって、村人の向上に大きな役割を果した人ということになろう。

近代の渡名喜村

日本近代国家が成立して間もなく、明治5年(1872)9月14日、「琉球国」は琉球藩となり、鹿児島県管轄から外務省直轄となった。

翌6年大蔵省は、琉球藩の職分、戸籍、段高、租税、物産などについて調査し、『琉球藩雜記』5冊にまとめた。

それによると、渡名喜島の人口ならびに戸数は、つぎのとおりである。

渡名喜島

戸 数 122軒 家持

平民 122人 同家族 366人

内 男 243人

内 女 245人

人員総計 488人

内

男 243人

14以下 96人 15以上 19人

20以上 78人 40以上 41人

60以上 7人 80以上 2人

女 245人

14以下 96人 15以上 118人

40以上 31人

内 廃疾 3人 男 流刑 4人 男⁽⁴¹⁾

反別ならびに貢納額は、つぎのとおりである。

渡名喜島

反別 八町六反九畝拾八歩

高 四拾六石四升九合九勺五才

此 訳

田 反別 三反弔拾八歩

高 式拾四斗六升九合三勺九才

貢米 五斗三升九勺四才

右之口米

壱升七勺壱才

メ 五斗四升壱合六勺五才

畠 反別 八町三反八畝弔拾歩

高 四拾三石五斗八升五勺六才

貢雜石 六石五斗三升七合壱才

右之口米

壱斗三升七勺四才

メ 六石六斗六升七合八勺四才

諸出来 式石弔升七合五勺六才

米 式石五斗六升九合式勺壱才⁽⁴²⁾

貢 合 雜石 六斗六升七合八勺四才

明治12年(1879)4月4日、琉球藩は廃止され、沖縄県が設置された。

渡名喜島の桃原村は「渡名喜島ハ藩庁直轄セシ処廢藩ノ際久米島役所ニ属シ明治十五年十二月更ニ那覇役所ニ属ス」とあって、「琉球国」時代は王府直轄、沖縄県設置で久米島役所の管轄となり、のち明治15年12月那覇役所の管轄となつた。

ここで明治26年（1893）沖縄県内務部第一課定員、俸給、雜給などを例記しよう。

発行の『沖縄旧貫地方制度』の職名、その任期

渡名喜島

地頭代	五年ヲ内規	1名	麦3石1斗7升3合
夫地頭	三年トス	1名	免夫錢1円80錢
首里大屋子	3年	1名	麦5斗1升4合
大捷	夫地頭退役	1名	麦1石1斗4升3合
	ニ際シ順次 續上ヶ	1名	免夫錢1円20錢
捷	同	1名	麦七斗四升九合
		1名	免夫錢全上
捷		無期	麦4斗6升9合
		1名	免夫錢60錢
大文子	同	3名	金1円80錢
脇文子	同	3名	金6円
相附文子	同	4名	金6円
仮文子	同	8名	金6円
目差	同	1名	金60錢
	遠見番	3年	6名
	耕作當	同	金3円60錢
		3名	金12円

明治29年3月5日、明治政府は沖縄県の郡編制を公布した。

それには、「那覇首里両区ノ区域ヲ除ク沖縄県ヲ画シテ左ノ五郡」とし、島尻郡は「島尻各間切久米島、慶良間諸島渡名喜島、粟国島、伊平屋諸島及大東島(以下略)」であった。那覇役所管轄の離れば、このとき島尻郡に編入され、渡名喜島はその管轄となった。

明治30年4月1日、沖縄県間切島史員規程の施行により、地頭代を島長と改めた。

それは、同規程の第22条に「島尻郡粟国島、渡名喜島、伊平屋島及び鳥島國頭郡伊江島ノ各島ニ島長一名収入役書記ヲ置キ其ノ他附属員委員ヲ置クコトヲ得」とあり、「前項各島内ノ村ニ村頭附属員ヲ置クコトヲ得」とあって、職名が変わった。

明治32年1月1日、勅令によって沖縄県間切島制が施行された。それは、第3条に「間切島会ノ組織選挙職務権限処務規定及間切島長ト間切島会トノ権利義務ノ関係並間切島会ノ監督ニ關スル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事之ヲ定ム」とあるように、島会がおかれた。島税を新設したり、廃止または変更するときは、島長は島会の議決を経て、内務大臣の許可を受け

ることになった。またその他の規定もこのとき決められた。

明治32年に始めた沖縄県の土地整理事業は、4年後の明治36年10月に完了した。したがって、それまで百姓地は、つまり村の共有地であった土地を、明治36年10月以降の地割で、私有地にした。

渡名喜島における大正末年の地割制

渡名喜島の地割制について、大正末年に調査した田村浩の調査記録があり、以下それを紹介しよう。

当時戸数 245戸、人口 1,451人、耕地田7町5段、畠90町3段であった。

百姓地は地割配当すべき耕地を土地の良否によって1等地から5等地に別けられていた。各等級の土地は各々 197坪に等分され、1等地は75坪、2等地以下は50坪づつに等分されていた。

渡名喜島における明治15年の地割は、つぎのとおりである。

戸数 百余戸

配当耕地 18町1段2畠

1等地 75坪×197 = 14,775坪

2等地 50坪×197 = 9,850坪

3等地 50坪×197 = 9,850坪
4等地 50坪×197 = 9,850坪
5等地 50坪×197 = 9,850坪
計 54775坪=18町5畝25分

1戸当り 約1段8畝
百姓地の外に仕明地、オエカ地があつて、地割配当をしない。

村は、等級を定めるとき、全村を三与に分け、一与から10名づつ地割総代を選び、百姓の希望や申立にもとづき、貢租および耕作能力にしたがって、男女は年齢の区別なく、総代が吟味して、人頭に配当した。その定期地割の期間は20年である。⁽⁴⁸⁾ その配当は各級をまぜて、貢租と能力を基礎として、1戸を標準に公平に配分したという。

なお、仕明地、私有地が多く、現在畠地として地割配当している帶状口分田の約3倍は個人所有の仕明地である。その1戸当り段別は4段歩であった。仕明地は、⁽⁴⁹⁾ その多くを明治初年に開墾したものといわれる。

あとがき

渡名喜村に関する文献史料は民俗関係として『琉球国由来記』所収の資料、それに政治経済関係資料として『球陽』所収の史料、経済ならびに租税関係史料として『御当国御高並諸上納里積記』、『御財政』、『近世地方経済史料』9巻と10巻などを挙げることができる。

とくに経済ならびに租税関係史料は計算がもつかしく、これらの史料をよく消化したと考えられる研究者は渡口清真、安良城盛昭の両氏だけであろう。最近になって若い研究者が経済関係史料を完全に解読し理解しようと研究会を開くようになったことは喜ばしいことである。

沖縄歴史研究は、政治史、外交史、思想史などの分野で進んだけれども、もっとも基礎的な研究である社会経済史、租税史の研究がきわめて遅れた。経済史などの研究が遅れるということは政治史研究などその分野の研究に大きく影響する。

『渡名喜村略史』では社会経済史を深めたいと思った。しかし1~2回読んだだけでは経済関係史料は消化できなかった。私は最近社会経済史を理解しない限り沖縄歴史を理解し得たとはいえないと考えるようになった。年齢的に理解する能力が低下したけれども、今後私は沖縄の経済史を研究したいと思う。

最後に『渡名喜村略史』をまとめるにあたり、お世話いただいた比嘉正時村長はじめ、桃原茂一教育長、比嘉軍次郎氏、渡名喜村史編集責任者比嘉松吉先生、ならびに渡名喜島は一度ぜひ行くべきであるとすすめられた仲松弥秀先生に、心からお礼申しあげたい。また私の研究不足で深めることのできなかった部分については、お詫びいたしたい。

〔註〕

- (1)、ピンサアブ調査団の教示による。
- (2)、1981年4月号『科学朝日』所収、鈴木俊策「宮古島で『原日本人』を掘る」82ページ
- (3)、同上
- (4)、当館知念学芸員の教示による。
- (5)、読谷村教育委員会編『渡久地東原遺跡』
- (6)、北を「にし」という。測量者が方音「にし もい」を西森と表記したのではなかろうか。
- (7)、渡名喜村教育委員会編『渡名喜島の遺跡1』13~14ページ
- (8)、同書、同ページ
- (9)、同書、同ページ
- (10)、県立博物館編『渡名喜島の原始・古代展』所収、『渡名喜島の歴史と環境』5ページ
- (11)、同書、同ページ
- (12)、安良城盛昭、田港朝昭、新里恵二氏らの諸説。新里氏は沖縄は幕末にいたるまで「言葉の厳密な意味での封建社会の段階には達し得なかった」とする。(『沖縄史を考える』198ページ)。
- (13)、前掲『渡名喜島の歴史と環境』6ページ
- (14)、角川書店発行仲原善忠・外間守善編校訂『おもうさうし』162ページ

- (15)、同書、473ページ
- (16)、那霸市編『那霸市史資料編第1巻2』所収、『御当国御高並諸上納里積記』54ページ
- (17)、同書 16ページ
- (18)、同書 16ページ
- (19)、同書 22ページ
- (20)、同書 30ページ
- (21)、『琉球国史料叢書三』所収、『琉球国旧記』275ページ
- (21)、田村浩著『琉球共産村落の研究』 174～5ページ
- (31)、東恩納寛惇著『校註・羽地仕置』 105ページ
- (24)、同 著『南島風土記』 330ページ
- (25)、仲松弥秀論文『沖縄の集落』 琉大文理学部紀要第7号所収。
- (26)、小野武夫編『近代地方経済史料』 第9巻65ページ
- (27)、渡口真清著『近世の琉球』 所収、『地割起源考』 116～7ページ
- (28)、安良城盛昭『地割制』、『沖縄県史別巻、沖縄近代史辞典』 373～4ページ
- (29)、球陽研究会編『球陽読み下し編』 188ページ
- (30)、同 編・同 書 244ページ
- (31)、同 編・同 書 322ページ
- (32)、同 編・同 書 385ページ
- (33)、同 編・同 書 395～6ページ
- (34)、同 編・同 書 396ページ
- (35)、同 編・同 書 396ページ
- (36)、同 編・同 書 405ページ
- (37)、同 編・同 書 470ページ
- (38)、同 編・同 書 492ページ
- (39)、同 編・同 書 526ページ
- (40)、同 編・同 書 472～3ページ
- (41)、『沖縄県史14巻』39～40ページ
- (42)、沖縄県史14巻』 62ページ
- (43)、『沖縄県史21巻』所収、『沖縄旧慣地方制度』30ページ
- (44)、同 書 82ページ
- (45)、沖縄県史13巻沖縄県関係各省公文書2』』630～631ページ
- (46)、同 書 666～667ページ
- (47)、同 書 684～687ページ
- (48)、田村浩著『琉球共産村落の研究』 219～220ページ
- (49)、同 書 221ページ